

飯山市推薦優良土産品審査基準

第1 一般基準

1 基本となる点

- (1) 主として、本市において、販売の目的をもって生産される加工食料土産品又は工芸土産品
- (2) 名称、意匠及び材料が本市にちなむ要素を有するもの
- (3) 意匠が優美と認められるもの
- (4) 関係法規に違反のおそれのないもの

第2 公正取引に関する点

1 過大包装の防止

- (アゲゾコ) (1) 内容物の保護又は品質保全の限度を超えて、外見から容易に判明しないような方法で容器の底をあげたり、底をあげると同様のことをしていないこと。
- (ガクブチ) (2) 内容物の保護又は品質保全の限度を超えて、額縁状の広い幅の縁取りをして、外見上商品が一杯詰まっているように見せかけていないこと。
- (メガネ) (3) 容器又は外装に切り抜きをし、中が見える部分だけ内容物を入れ、外見上商品が一杯詰まっているように見せかけていないこと。
- (アンコ) (4) 内容物の保護又は品質保全の限度を超えて容器の底又は個々の内容物の間に、紙片、木毛、セロハン等を詰め、外見上商品が一杯詰まっているように見せかけていないこと。
- (十二単衣) (5) 内容物の保護又は品質保全の限度を超えて、幾重にも内装を重ね、外見上商品が一杯詰まっているように見せかけていないこと。
- (6) その他の方法で、内容量に比べ、過大な容器、材料を用いて包装していないこと。

2 不当表示の防止

- (1) 賞でないものを賞であるかのように誤認されるおそれのある表示をしていないこと。
- (2) 官公庁、神社、仏閣、その他著名な団体又は個人が推奨又は購入したと表示する場合は、そのことを立証してあること。
- (3) 賞、推奨等の表示をしたものは、実際に賞、推奨等を受けた商品事業と同一でなければならない。
- (4) 特選、極上、優良、高級等の表示をするときは、関係団体、組合等又は当該事業者においてその理由を立証すること。

3 容器又は外装に表示すべき事項

- (1) 商品名を表示してあること。
- (2) 製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所を表示してあること。
(8ポイント以上の活字。ただし、表示面積が小さい場合は6ポイント以上)
- (3) 重量又は個数の表示があること。ただし重量で表示する場合は、容器又は包装の量目を含めないこと。

- (4) 消費期限又は品質保持期限の年月日を表示してあること。
- (5) 商品名、絵、文字、形態等が内容物を誤認させるものにあつては内容物の表示があること。
(14ポイント以上の活字。ただし、表示面積が小さい場合は8ポイント以上)
- (6) 商品名、絵、文字等がある種の原材料を含んでいるかのように誤認されるおそれのあるものにあつてはその商品の原材料名を表示してあること。
(14ポイント以上の活字。ただし、表示面積が小さい場合は8ポイント以上)
- (7) 賞、推奨等を受けた旨の表示をする場合には、それを受けた時期と受賞者推奨者等の氏名又は名称を表示してあること。
受賞については、展覧会、品評会等の名称を表示してあること。
- (8) 法令に基づく特許、登録等を表示する場合は、その番号を表示してあること。
- (9) 分析の結果、検査に合格した旨の表示をする場合は、その分析、検査等を行った時期及び機関等を表示してあること。
- (10) 商品の小売り価格を表示してあること。ただし、店頭で小売価格を明示する場合は除く。
- (11) 容器包装については、資源の有効な利用の促進に関する法律等に基づく識別マークの表示（リサイクル表示）をしてあること。

第3 味覚の点

審査は、審査項目に従い官能評点式で行う。

- 1 色沢
色素の種類 濃淡、配色、着色の良否
光沢の程度 不純物混合の有無
- 2 風味
甘辛味の性質 濃淡の度合と味全体の調和の良否
- 3 芳香
香の性質 強弱の度合、香料の良否
- 4 表現
製品固有の硬度、粘度、膨度、加工技術の巧拙

第4 包装、デザインの点

各自の感覚による。